

令和7年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動の参加資格の特例について

令和7年1月

「京都府中学校総合体育大会開催基準 参加資格の特例」に以下を追加し、参加資格とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

- (1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。
- (2) 京都府中学校総合体育大会(以下「京都府総体」という。)に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 京都府総体の参加を認める条件

- ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（京都府内の中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。
- エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）。※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
- カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件

- ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加は認めない）。
- オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者（取得見込みの者）が含まれること。ただし、令和8年度以降については、登録の時点で資格は取得済みであることを条件とする。

③ 参加を認めない場合

ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。(令和5年1月30日理事会にて承認)

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 (2)②イ(引率細則は適用する)削除(令和5年5月2日一部改正)

※5 地域クラブ活動に名称を統一(令和6年5月1日)

※6 (2)②オ 一部文章を追加(令和6年11月28日)